

## 「(仮称)新教育総合ビジョン」策定有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 (仮称)新教育総合ビジョンの策定に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、(仮称)新教育総合ビジョン策定有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 有識者会議は、(仮称)新教育総合ビジョンの策定に関し意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員8人以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 有識者会議には委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、有識者会議の会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 委員長の任期は、委員の任期とする。

### (会議)

第6条 有識者会議は、委員長が招集する。

2 有識者会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、特に必要と認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させることができる。

### (報償費)

第7条 有識者会議の委員に対する報償費は別表のとおりとする。ただし、委員のうち国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるものに対しては、報償費は支給しない。

### (庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局管理部教育政策室において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

### 別表 (第7条関係)

費 目	職 名	区 分	金 額
報償費	委員長	1回	12,000円
	委 員	1回	10,000円